

法 学 号 外

平成 23 年 6 月 20 日

各 私 立 学 校 長
各 私 立 専 修 学 校 長
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「東日本大震災津波で保護者が行方不明・死亡の被災児童への主な支援」の配付
について

このことについて、別添写しのとおり、東日本大震災により保護者が死亡・行方不明とな
った児童等を対象とした支援内容の周知依頼がありましたので、お知らせします。

なお、学校におかれては、在籍する被災児童等への適切な周知をお願いします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

児 号 外
平成 23 年 6 月 16 日

総務部法務学事課総括課長 様

保健福祉部児童家庭課総括課長

「東日本大震災津波で保護者が行方不明・死亡の被災児童への主な支援」の配付
について（依頼）

標記について、被災児童への主な支援制度を周知するため、別添のとおりリーフレットを作成しました。

つきましては、貴下の所管する私立学校等に配付くださいますよう、よろしくお願ひします。

また、当該私立学校等に在籍する被災児童への支援制度の周知について、併せてよろしくお願ひします。

記

配付部数 300 部

担当 健全育成担当 賀東^{がとう}
電話 019-629-5458
FAX 019-629-5464



東日本大震災津波で保護者が行方不明・死亡の被災児童への主な支援

震災で保護者が行方不明・死亡の被災児童(0歳～18歳)等や、その児童の養育者等がご利用いただける主な制度の一覧です。各制度の詳細は、それぞれの窓口までお問い合わせください。

岩手県庁児童家庭課 ☎019-629-5458

1 弔慰金・年金制度(被災児童等へ給付)

弔慰金・義援金

●災害弔慰金

災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円、その他の方が亡くなった場合、最大250万円が、ご遺族に支給されます。

なお、支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母であり、具体的な金額は市町村が決定します。 **窓口：各市町村**

●災害義援金

今回の震災により、被災した方又はそのご遺族に、次の見舞金が支給されます。

- ①死亡又は行方不明者見舞金：50万円
- ②住家損壊等見舞金：全壊又は全焼50万円
半壊又は半焼25万円

窓口：各市町村

年金

●遺族基礎年金・遺族厚生年金

国民年金・厚生年金に加入している保護者が亡くなった場合、その子(18歳の年度末まで)に次の年金が支給されます。

- ①遺族基礎年金
国民年金・厚生年金の加入者：月額65,741円
- ②遺族厚生年金

厚生年金の加入者：支給額は加入期間や報酬に応じて異なります。

※加入者が保険料納付要件(加入期間の2/3以上の保険料納付又は免除が必要)等を満たす必要があります。 **窓口：各市町村、各事業所、日本年金機構(☎0120-707-118)**

保険

●労災保険

震災が起きた際に仕事中、あるいは通勤中で被災した方又はそのご遺族に、労災保険制度により給付が得られる場合があります。

窓口：岩手労働局(☎0120-980-783・☎0120-948-977)

●生命保険

今回の震災により、生命保険をかけていた方が亡くなった場合、ほとんどの生命保険会社はご遺族に保険金を支払うことを決定しています。 **窓口：各生命保険会社**

2 里親制度(被災児童の養育者へ給付)

ご存知ですか

●親族里親

3親等以内の親族(祖父母：2親等、おじ・おば：3親等)が児童の養育を希望し、里親として委託された場合、一般生活費として、月額47,680円のほか、教育費(小学生 月額2,110円、中学生 月額4,180円)等が支給されます。

●養育里親

親族里親に該当しない方が児童の養育を希望した場合は、養育里親となります。養育里親には、上記のほか、里親手当として、月額72,000円(二人目以降は月額36,000円)が支給されます。

**窓口：福祉総合相談センター(☎019-629-9608)、一関児童相談所(☎0191-21-0560)
宮古児童相談所(☎0193-62-4059)**

3 奨学金・一時金制度(被災児童へ給付)

県

●いわての学び希望基金(仮称)

保護者を亡くした被災児童が、学校を卒業し、社会人として独り立ちするまで支援を行います。
なお、金額等の具体的内容は、今後検討することとしています。
内容が決まり次第、公表します。

民間

●岩手育英奨学会(☎019-623-2050)

奨学金(貸与)：公立高校(自宅)月1万8千円、公立高校(自宅外)月2万3千円
私立高校(自宅)月3万円、私立高校(自宅外)月3万5千円

●日本学生支援機構

奨学金(貸与)：大学・短大(国・公立、自宅外)月5万1千円、
高専(国・公立、自宅外)月2万2千5百円 窓口：在籍する学校

●あしなが育英会(☎0120-77-8565)

特別一時金(返済不要)：未就学児50万円、小・中学生50万円、高校生(浪人生)80万円、
大学、専門学校生等100万円

奨学金(無利子貸与)：高校(公立)月2万5千円、高校(私立)月3万円
大学・専門学校 月4万円

●朝日新聞厚生文化事業団(☎03-5540-7446) ※実施予定

子ども応援金(返済不要)：未就学児・小学生300万円、中学生200万円、高校生150万円

●MUF G・ユネスコ協会東日本大震災復興育英基金(☎03-5424-1121) ※実施予定

奨学金(返済不要)：一時金10万円、小学校・中学校・高校の在学期間 月2万円

●日本財団災害支援センター(☎0120-65-6519)

弔慰金、お見舞金：1人あたり5万円

●岩手県高等学校教職員組合(☎019-624-5227)

特別奨学金(県立の高校、特別支援学校に在籍する児童・生徒。返済不要)：1人あたり10万円

●藤本育英財団(ユニデン株)☎03-5543-2815)

学費、就学のための生活費で必要とする額(高校生以上。返済不要) ※面談の上決定されます。

4 未成年後見人制度(被災児童の財産管理等)

未成年後見人とは、未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為を行います。未成年後見人は、親権者の死亡等のため、児童に親権を行う者がいない場合に、家庭裁判所が、親族等の申立てにより、未成年後見人を選任します。

上記制度を利用するに当たりご活用ください。

問合せ：岩手弁護士会(☎0120-755-745)

窓口：盛岡家庭裁判所(☎019-622-3165)

5 その他貸付金等

●生活福祉資金の貸付(緊急小口資金)

災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合、小口の貸付(貸付限度額10万円)があります。

窓口：各市町村社会福祉協議会

●児童扶養手当

児童(18歳の年度末まで)を監護している父母又は養育者に、月額41,550円(父母又は養育者の所得に応じて変わります)が支給されます。

なお、児童又は養育者が遺族年金を受給している場合等は支給されません。

窓口：各市。町村は沿岸広域振興局(☎0193-25-2702)、県北広域振興局(☎0194-53-4982)

●子ども手当

子ども(15歳の年度末まで)を監護し、生計を同じくする父母又は養育者に、月額13,000円が支給されます。

窓口：各市町村